

| No | 項目・施策の展開 | 計画記載内容 | 令和3年度実績 | 令和3年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 実施していない | 左欄が「C」又は「D」の場合において、新型コロナウイルス感染症の影響による場合「O」を記載 | 達成状況を踏まえた今後の施策の方向性 | 担当課(室) |
|----|--|---|--|--|---|--|----------|
| 1 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 待機児童の状況 | 平成29年度から就業を希望する潜在保育士と採用を希望する保育所とのマッチングを行うことで保育士確保を図る保育士人材バンクをスタートさせ、平成30年11月には、マッチングを行うコーディネーターを増員しました。 この保育士人材バンクを活用し、広域的な情報収集・提供、マッチングを行うことで、保育士不足に起因する待機児童の抑制を図ります。 | 令和3年度のマッチング数の実績は42件でした。(平成30年度:30件、令和元年度:82件、令和2年度:46件)。令和2年度から減少した理由は、新型コロナウイルス感染症が継続して影響を与えていることから、求職者数が減少(令和2年度:163件→令和3年度:147件)したことが主な原因と考えられます。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き本事業の周知を行い、潜在保育士の登録者数の増加を図るとともに、コーディネーターによる求職者と求人事業所とのマッチングを行って、保育士不足の解消を図ります。 | 子ども・家庭課 |
| 2 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 待機児童の状況 | 質の高い保育士の養成及び確保を図るため、保育士の養成施設に在学する学生に対して修学資金を貸与することにより、新卒保育士の県内定着を促進します。 | 卒業後県内保育所等に保育士として5年間勤務すると返還免除となる保育士修学資金を、保育士養成施設に在籍する学生158名に対して新規貸付けをしました。 | A 計画以上に進んでいる | | 原資不足とならないよう国に対して継続的に補助事業の実施を要望するとともに、制度の周知を広く行って修学資金の貸付け制度を活用し、新卒保育士の県内定着を図ります。 | 子ども・家庭課 |
| 3 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 待機児童の状況 | 地域の実情に応じた多様な保育需要に対応し、早期の受け皿確保のため、令和元年度より3年間の限定事業として3歳未満児の保育の受け皿となる地域型保育事業開設に必要な施設整備に係る経費の補助を行います。 | 4市町5施設の施設整備に係る経費の補助を実施し90人超の保育の受け皿を確保しました。 | B 計画どおり進んでいる | | R1～R3までの3か年サンセット事業でしたが、待機児童が発生している市から補助事業継続の要望があり、待機児童解消のため待機児童発生市町村に限定し本事業を継続しました。(1市1施設に補助を実施予定) 令和5年度は待機児童発生市町村から補助事業活用の要望がなかったため事業終了予定。 | 子ども・家庭課 |
| 4 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 信州やまほいく(信州型自然保育)の普及について | 幼児期の子ども自身の自己肯定感、創造力、耐久力、回復力などの「人間力の基本」となる能力を育み、また自然保育の社会的信頼性の向上を図ることで、「子育て先進県ながの」の新たなブランドとして確立し、県内外に普及させます。 | 令和3年度は新たに15園を信州やまほいく(信州型自然保育)認定し、認定園数は241園となりました。 | B 計画どおり進んでいる | | 認定園が増加するよう、認定園の割合が少ない市町村に働きかけます。また、どの市町村の居住者も認定園を選択できるように、すべての市町村に認定園が所在することを目指します。 | 子ども・家庭課 |
| 5 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 信州やまほいく(信州型自然保育)の普及について | 所得の高低にかかわらず自然保育を受ける機会を確保するため、認定園のうち認可外保育施設を利用し、国の幼児教育無償化の対象とならない世帯を支援します。 | 令和3年度は9施設56名の保育料を支援しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、国の幼児教育無償化の対象とならない世帯を支援し、信州やまほいくを受ける機会の確保を図ります。 | 子ども・家庭課 |
| 6 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 信州やまほいく(信州型自然保育)の普及について | 認定団体の保育環境の向上のため、公的助成のない団体(認可外保育施設)へ職員の処遇向上を目的とした人件費の助成及び自然保育活動を行う団体に対する助成を行います。 | 令和3年度は10団体に人件費等の助成を行いました。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、認可外保育施設に対する助成を行い、認定園の職員の処遇向上を図ります。 | 子ども・家庭課 |
| 7 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 信州やまほいく(信州型自然保育)の普及について | 認定団体が自然保育についての理解や経験を実践的に深めることができるよう、認定団体のニーズに応じた選択型研修を実施します。 | 令和3年度は計20回の研修を実施し、延584名の保育者が参加しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 会場参加による実践形式の研修に加え、保育者が参加しやすいオンライン形式による講義形式の研修を実施し、信州やまほいくの質の向上を図ります。 | 子ども・家庭課 |
| 8 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 信州やまほいく(信州型自然保育)の普及について | 自然保育ポータルサイト「信州やまほいくの郷」の運用やセミナーを通して、信州型自然保育の周知及び県内外の子育て世代や保育者への積極的な情報発信を行います。 | 令和3年度は「信州やまほいくの郷」へ約36万回のアクセスがありました。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き「信州やまほいくの郷」を通じて情報発信を行い、県内外の子育て世代や保育者へ信州やまほいくの認知・理解を図ります。 | 子ども・家庭課 |
| 9 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 幼児教育支援センターの設置 | センター長に、県立大学子ども学部長を登用するなど、大学や保育現場の知見を取り入れた「オールながの」の運営体制により、センター事業を常にブラッシュアップしていきます。 | センター長に、県立大学子ども学部長を登用しました。運営会議は、幼児教育に係る関係団体の各代表、県所管部門の責任者で構成され、センターの事業方針を検討しました。また、専門部会は、大学の有識者からなるアドバイザー・チームや、質の高い保育実践を進める園の代表者を幼児教育推進リーダーとして構成し、センター業務の企画・立案を進めました。 | B 計画どおり進んでいる | | 保育者研修部会と幼保小接続部会の2つの専門部会を一本化し、保育者研修や幼保小接続を含む、センター事業の主な取組全般について議論を進めます。 | 学びの改革支援課 |
| 10 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 幼児教育支援センターの設置 | 園種を越えて保育者の資質向上を図る支援として、信州幼児教育フィールド研修を実施します。質の高い幼児教育を展開する園を会場に学び合うことで、受講者が自園に戻り、園内研修をリードし、全ての保育者の資質向上を図ります。 | コロナ禍においても、保育者の学びを止めないために、オンラインによるフィールド研修を計画・実施しました。5つの会場で2回ずつ、のべ579名の参加を得ました。 | B 計画どおり進んでいる | | オンライン研修と、集まり研修のそれぞれの良さを生かした、withコロナ時代の新しい研修の在り方について、模索していきます。 | 学びの改革支援課 |
| 11 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 幼児教育支援センターの設置 | 新たに作成した保育者育成指標を基に、研修の見直しを行い、フィールド研修を核に、スリムでキャリアアップ効果の高い研修体系の普及を図ります。 | 令和2年度に作成した保育者育成指標1.0をブラッシュアップし保育者育成指標1.1を策定しました。保育者育成指標に基づいた、研修動画を作成しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 園種を越えて、「保育者育成指標」に基づき、キャリアステージに応じた研修を実施します。また、保育者育成指標に基づいた研修動画を作成していきます。 | 学びの改革支援課 |
| 12 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 幼児教育支援センターの設置 | 幼児期における教育・保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であることから、幼児期の教育から小学校教育へ子どもたちの健やかな育ちや学びをつなげるための幼保小接続カリキュラムの開発を進めます。 | 「園・小接続カリキュラムの開発【実践編1.0】」を作成、県内全ての園・小学校及び市町村へ配付しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 「園・小接続カリキュラムの開発【理論編1.0】【実践編1.0】」をもとに、園と小学校の職員が一堂に会して学び合う、幼保小接続研修を実施します。 | 学びの改革支援課 |
| 13 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 幼児教育支援センターの設置 | 家庭との「子育て」を合言葉に、子どもの育ちを家庭と共有できるように、家庭の保育・幼児教育への理解を図る取組を進めます。 | 保育園、幼稚園の保護者等に向け、遊びを中心とした保育の意義やセンターの取組を掲載した情報誌を配布しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、情報誌を活用しながら、遊びを中心とした保育の意義やセンターの取組を保護者へ向けて発信していきます。 | 学びの改革支援課 |
| 14 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 幼児教育アドバイザーの育成・配置 | 園内研修の充実に向け、幼児教育アドバイザーの質の向上等、研修支援体制の強化を図ります。 | 園訪問スタッフである、幼保連携推進員、保育専門推進員、保育専門相談員と指導主事が、訪問支援の在り方について、合同研修会を行いました。 | B 計画どおり進んでいる | | 園訪問スタッフによる合同研修会を幼児教育アドバイザー連絡協議会として位置付け、対象者を私学振興専門員、幼保連携推進員、保育専門推進員、保育専門相談員、県教育委員会(教育事務所を含む)の指導主事に広げ、訪問支援体制の充実を図ります。 | 学びの改革支援課 |
| 15 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 幼児教育アドバイザーの育成・配置 | 様々な立場のアドバイザーが行っている訪問支援における指導助言内容等を共有した上で、指導内容の見直しを行い、アドバイザーの指導力の向上を図ります。 | 園訪問スタッフである、幼保連携推進員、保育専門推進員、保育専門相談員と指導主事が、訪問支援の在り方について、合同研修会を行いました。(No14と同文) | B 計画どおり進んでいる | | 園訪問スタッフによる合同研修会を幼児教育アドバイザー連絡協議会として位置付け、対象者を私学振興専門員、幼保連携推進員、保育専門推進員、保育専門相談員、県教育委員会(教育事務所を含む)の指導主事に広げ、訪問支援体制の充実を図ります。(No14と同文) | 学びの改革支援課 |
| 16 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 外国につながる幼児への支援・配慮 | 専門的な機関と連携を図りながら、子どもの特性に応じた支援を行いつつ、友達と共に育ち合う保育が実現するように努めます。 | フィールド研修実践園の1つとして、「インクルーシブ園」を指定し、外国につながる幼児への支援・配慮について専門家からのアドバイスを受けられる仕組みづくりの研究を進めました。 | B 計画どおり進んでいる | | フィールド研修の全ての実践園に対して、「共に学び合うインクルーシブ保育」をどう実現させるかという要素を盛り込んだ実践事例の作成を依頼し、提出された実践事例は、県内へ発信していきます。 | 学びの改革支援課 |
| 17 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 外国につながる幼児への支援・配慮 | 専門家からのアドバイスを受けられる仕組みづくりに取り組めます。 | フィールド研修実践園の1つとして、「インクルーシブ園」を指定し、外国につながる幼児への支援・配慮について専門家からのアドバイスを受けられる仕組みづくりの研究を進めました。(No16と同文) | B 計画どおり進んでいる | | フィールド研修実践園の1つとして、「インクルーシブ園」を指定し、外国につながる幼児への支援・配慮について専門家からのアドバイスを受けられる仕組みづくりの研究を進めました。(No16と同文) | 学びの改革支援課 |

| No | 項目・施策の展開 | 計画記載内容 | 令和3年度実績 | 令和3年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 実施していない | 左欄が「C」又は「D」の場合において、新型コロナウイルス感染症の影響による場合「O」を記載 | 達成状況を踏まえた今後の施策の方向性 | 担当課(室) |
|----|---|---|---|--|---|---|----------------------|
| 18 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)の推進 | 県内の経済団体、労働団体、長野労働局及び県で構成する「就業促進・働き方改革戦略会議」において、各構成団体と連携して県内企業における働き方改革の取組を推進します。 | 令和4年1月に開催した就業促進・働き方改革戦略会議幹事会において、新型コロナウイルス感染症の影響により新たに生じた課題や各構成団体の取組を共有した上で、「長野県就業促進・働き方改革アクションプラン」の見直しを含めた今後の対応について意見交換を行いました。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続きアクションプランに基づく働き方改革の取組進捗を確認していくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により浮きあがった新たに取組むべき課題等について、戦略会議の場で議論を重ねていきます。 | 労働雇用課 |
| 19 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)の推進 | 働きやすい職場環境づくりの取組を企業のトップが宣言する「社員の子育て応援宣言」の登録促進を図ります。 | 職場環境改善アドバイザー9名の企業訪問等により「社員の子育て応援宣言」の登録を促進し、1,482社の企業を登録しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 登録企業数が増えたことにより、企業に対する訪問等のきめ細やかな継続支援が実施できないため、更新(2年ごとに更新が必要)に至らない企業が一定数存在しています。企業への更なる周知について機会をとらえて実施していきます。 | 労働雇用課 |
| 20 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)の推進 | 多様な働き方ができる企業を認証する「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の普及を図るとともに、県主催イベントへの優先参加枠を設定する等、インセンティブを付与することにより、認証取得を促進します。 | 令和3年10月に制度を改定し、小規模事業所でも認証を受けやすいよう要件を見直すとともに、従来のワークライフバランスを推進するコースに加え、多様な人材の登用・雇用や若者等の育成に取組むコース、全てのコース認証になった企業に対する上位認証を創設し、令和3年度末までに累計198社を認証しました。また、認証企業に対し、入札参加資格審査の加減や県主催インターンシップフェアの優先参加枠などの優遇措置を実施しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き認証のより一層の取得促進を図り、誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりが進むよう県内企業に働きかけます。 | 労働雇用課 |
| 21 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)の推進 | 県の職場環境改善アドバイザーの企業訪問により、短時間正社員制度やフレックスタイム制度などの多様な勤務制度の導入や長時間労働の縮減を働きかけます。 | 令和3年度は職場環境改善アドバイザーが2,121社を訪問し、多様な働き方制度の導入支援等を実施しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 職場環境改善アドバイザーの企業訪問を継続し、多様な働き方制度の導入や雇用制度の整備、職場環境の改善を働きかけます。 | 労働雇用課 |
| 22 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)の推進 | 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業の取組を好事例としてウェブサイトで発信します。 | サイトに「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業の取組等を掲載し、広く発信を行いました。 | B 計画どおり進んでいる | | 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証企業の取組や、多様な働き方制度を利用する社員の声を専用サイトに掲載し、好事例の普及展開を図ります。 | 労働雇用課 |
| 23 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 仕事と子育ての両立(ワークライフバランス)の推進 | 事業主、労働者及び県民を対象とした労働教育講座の開催により、働き方改革関連法に基づく取組等、働きやすい職場環境づくりに関する広報啓発を行います。 | 労働者及び使用者や企業の人事労務担当者等に対して、職場のメンタルヘルスや労務管理改善に関する研修会・講演会等の労働教育講座を23回開催し、労働問題に関する正しい知識と理解を培うとともに、働きやすい職場環境づくりを支援しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 継続して労働教育講座を開催し、事業主や労働者、県民の労働問題に対する理解を深め、働きやすい職場環境づくりを推進します。 | 労働雇用課 |
| 24 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室 | 保護者が就労等により居間家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び生活できる場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。 | 令和3年度は66市町村に対して放課後児童クラブの運営等に係る経費を支援しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、市町村の放課後児童クラブの運営等に係る経費を支援し、地域の実情に応じた適切な運営や児童の受入れ可能数の増加を図ります。 | 子ども・家庭課 |
| 25 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室 | 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、保護者の就労等の状況にかかわらずさまざまな体験活動や地域住民との交流等を行う「放課後子ども教室」を実施する市町村に対し支援を行います。 | 令和3年度は計35市町村に対して放課後子ども教室の運営に係る謝金等の経費を支援しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、市町村の放課後子ども教室の運営に係る経費等を支援し、放課後子ども教室における体験活動等の充実を図ります。 | 文化財・生涯学習課 |
| 26 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室 | 放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、支援員となるための研修を実施します。 | 令和3年度は228名を放課後児童支援員として認定しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 各会場での受講状況等を考慮し、会場参加に加えてオンラインで実施するなど、より多くの人が受講しやすい実施方法を検討し、放課後児童支援員の増加を図ります。 | 子ども・家庭課 |
| 27 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室 | 放課後児童クラブ支援員等や放課後子ども教室の関係者を対象として、児童との接し方、児童の安全管理、特別な配慮を必要とする児童への対応等の知識や技術の向上及び、関係者間の情報交換・情報共有を図るため、年4回の研修会を開催します。 | 令和3年度は県内3地区で各1回研修会を実施しました。1地区は新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となりました。 | C 計画から遅れている | ○ | 引き続き、県内4地区で研修会を実施し、放課後児童支援員等や放課後子ども教室の関係者の知識・技術の向上と緊密な情報共有を図ります。 | 文化財・生涯学習課 |
| 28 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育の需要と提供体制の確保 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室 | 市町村が実施する放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等、放課後対策を総合的に進めるため、「放課後子どもプラン推進委員会」を運営します。 | 令和3年度はコロナ禍での両事業の運営上の現状や課題等を議題とし、オンラインで1回開催しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携や実施にあたっての課題を議題とする推進委員会を開催し、コロナ禍での対応等について情報共有を図ります。 | 文化財・生涯学習課 子ども・家庭課 |
| 29 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 幼児期の教育・保育の一体的提供 | 認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。この点を踏まえ、幼稚園及び保育所の認定こども園への移行希望を十分に勘案した上で、既存施設から認定こども園への移行を推進します。特に本県では、保育所に比べて幼稚園の割合が極端に少ないため、3歳以上児全体の教育ニーズに対して、提供側の利用定員の数字が不足しています。このことから、保育所の認定こども園化により教育ニーズに対応するとともに、特に幼稚園の少ない地域では、保育を必要とする子どもの需給状況を勘案しつつ保育所の認定こども園化を進める必要があります。 | 幼保連携型認定こども園として5園認可し、幼稚園型1園、保育所型18園の計19園を認定こども園として認定しました。(中核市を除く。) | B 計画どおり進んでいる | | 令和4年度は16施設を認定こども園として認可及び認定する予定であり、令和5年度以降も認定こども園への移行園の増加が見込まれます。 | 子ども・家庭課 |
| 30 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 施設等利用給付の円滑な実施の確保について | 施設等利用給付の円滑な実施の確保について | 施設等利用給付の円滑な実施については、市町村が適正な運営ができるように市町村から照会等があった際は、助言を行いました。また、各保健福祉事務所が児童福祉法に基づき、認可外保育施設の指導監督を実施する際に市町村が同行する等、情報共有を密にし、施設に対しての指導等にあたって、市町村との連携を図っています。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、市町村と連携を図りつつ、施設等利用給付の円滑な実施の適性確保に努めていきます。 | 子ども・家庭課 |
| 31 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のための取組の促進 | 遊びを通して育まれた主体的・創造的に活動する姿を、どのように小学校の授業へつなげていけばよいか、先進的な園小接続の取組を進める市町村の取組をまともた「園・小接続カリキュラムの開発【実践編1.0】」を作成し、県内の園や小学校へ配付しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 「園・小接続カリキュラムの開発【理論編1.0】」の理念を基に、市町村において園と小学校の職員が、互いの取組を理解し合うための研修会を、支援していきます。 | 学びの改革支援課 |
| 32 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のための取組 | 遊びを通して育まれた主体的・創造的に活動する姿を、どのように小学校の授業へつなげていけばよいか、先進的な園小接続の取組を進める市町村の取組をまともた「園・小接続カリキュラムの開発【実践編1.0】」を作成し、県内の園や小学校へ配付しました。(No31と同文) | B 計画どおり進んでいる | | 「園・小接続カリキュラムの開発【理論編1.0】」の理念を基に、市町村において園と小学校の職員が、互いの取組を理解し合うための研修会を、支援していきます。(No31と同文) | 学びの改革支援課 |
| 33 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のための取組 | 遊びを通して育まれた主体的・創造的に活動する姿を、どのように小学校の授業へつなげていけばよいか、先進的な園小接続の取組を進める市町村の取組をまともた「園・小接続カリキュラムの開発【実践編1.0】」を作成し、県内の園や小学校へ配付しました。(No31と同文) | B 計画どおり進んでいる | | 「園・小接続カリキュラムの開発【理論編1.0】」の理念を基に、市町村において園と小学校の職員が、互いの取組を理解し合うための研修会を、支援していきます。(No31と同文) | 学びの改革支援課 |

別紙3

第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画具体的施策の達成状況の令和3年度達成状況の点検・評価

| No | 項目・施策の展開 | 計画記載内容 | 令和3年度実績 | 令和3年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 実施していない | 左欄が「C」又は「D」の場合において、新型コロナウイルス感染症の影響による場合「O」を記載 | 達成状況を踏まえた今後の施策の方向性 | 担当課(室) |
|----|---|------------------------------|---|--|---|---|---------------|
| 34 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 認定こども園、幼稚園及び保育所に対する適切な指導監査 | 教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項については、主に都道府県で行っており、その指導監督等に当たって、市町村と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接に連携を図ります。特に、幼児教育・保育の無償化などの制度の充実に伴い、事務処理がより煩雑化していることもあり、市町村が私立幼稚園、認可外保育施設等の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、支援を行います。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、市町村と情報共有、調整を行い、共同での指導監査等の実施を行うなど連携を図ります。また、無償化に関する事項についても情報提供や相談を受け付けるなど支援を行ってまいります。 | 子ども・家庭課 |
| 35 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 特定教育・保育施設の従事者 | 新たな人材確保のため、保育士養成施設に対して新規学卒者の県内の認定こども園・保育所等への就職の働きかけを行います。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き保育士養成施設及び市町村と連携し、学生が県内保育所等へ就職するきっかけとなる機会を設けていきたいと考えます。 | 子ども・家庭課 |
| 36 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 特定教育・保育施設の従事者 | 学生への修学資金の貸与などを行うことで、県内保育士の養成確保や、雇用の継続につなげ、安定した質の高い教育保育が提供できるよう支援します。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き保育士修学資金の貸付事業を実施し、保育士養成施設の学生が県内保育所等に就職するよう働きかけていきたいと考えます。 | 子ども・家庭課 |
| 37 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 特定教育・保育施設の従事者 | 処遇改善等加算について、中核市(長野市、松本市)を除く市町村に所在する保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所に対して、加算Ⅰを143施設、加算Ⅱを143施設に対して認定を行い、保育従事者等の処遇改善を図りました。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、処遇改善等加算について、中核市(長野市、松本市)を除く市町村に所在する保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所等の処遇改善を図ってまいります。 | 子ども・家庭課 |
| 38 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 特定教育・保育施設の従事者 | 年度途中等、必要な時に人材が確保できるよう、保育士人材バンクで、きめ細やかなマッチングを行います。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き本事業の周知を行い、潜在保育士の登録者数の増加を図るとともに、コーディネーターによる求職者と求職事業所とのマッチングを行って、保育士不足の解消を図ります。 | 子ども・家庭課 |
| 39 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 特定教育・保育施設の従事者 | 保育士資格保有者のうち保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職について、対象者への情報提供や周知による人材の掘り起こしに努めるとともに、潜在保育士の就職の際の準備費用等の支援や市町村や関係機関等と連携しながら必要な研修を行うなど、積極的に支援していきます。 | B 計画どおり進んでいる | | 潜在保育士に対する再就職促進のためのセミナー等の開催箇所数を増加する等、より一層の再就職支援に努めてまいります。 | 子ども・家庭課 |
| 40 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 特定教育・保育施設の従事者 | 認定こども園の普及促進に合わせ、保育教諭を確保するため幼稚園教諭免許及び保育資格取得に係る特別措置を周知するとともに、資格取得に必要な支援を行います。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、保育士資格取得のため保育資格取得に係る特別措置を周知や支援に努めてまいります。 | 子ども・家庭課・私学振興課 |
| 41 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 特定教育・保育施設の従事者 | 保育士等の資質の向上を図るため、保育士キャリアアップ研修等の研修実施体制整備を含め、現場のニーズに則した研修を実施するとともに、市町村や関係機関等が実施する研修に対して支援します。 | C 計画から遅れている | O | 新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながら、研修機会の確保のために研修の開催方法としてオンラインでの開催も引き続き取り入れ、研修の機会の確保に努めてまいります。 | 子ども・家庭課 |
| 42 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 特定教育・保育施設の従事者 | 信州幼児教育支援センターにおいて、保育者育成指標を基に研修体系の構築を図り、園種を越えて学び合うフィールド研修を実施したりするなど、幼稚園教諭・保育士等が主体的に学ぶよう研修環境を整備します。 | B 計画どおり進んでいる | | 保育者育成指標における「保育者が目指したい姿」の理解を一層進めるため、大切にしたい3つのポイントを示した保育者育成指標の作成を進めます。また、そのポイントを解説した研修動画を作成し、オンデマンドで公開していきます。 | 学びの改革支援課 |
| 43 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質の向上 | 職能に応じた専門性と長野県の地域特性に応じた保育の質の向上を目指し、研修の機会の確保と充実を努めます。 | C 計画から遅れている | O | 新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながら、研修機会の確保のために研修の開催方法としてオンラインでの開催も引き続き取り入れ、研修の機会の確保に努めてまいります。 | 子ども・家庭課 |
| 44 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質の向上 | 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図る支援として、信州幼児教育フィールド研修を実施します。質の高い幼児教育を展開する園を会場に学び合うことで、受講者が自園に戻り、園内研修をリードし、全ての保育者の資質向上を図ります。 | B 計画どおり進んでいる | | オンライン研修と、参集研修のそれぞれの良さを生かした、withコロナ時代の新しい研修の在り方について、模索していきます。(No10と同文) | 学びの改革支援課 |
| 45 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実等による資質の向上 | 新たに作成した保育者育成指標を基に、研修の見直しを行い、フィールド研修を核に、スムでキャリアアップ効果の高い研修体系の普及を図ります。 | B 計画どおり進んでいる | | 園種を越えて、「保育者育成指標」に基づき、キャリアステージに応じた研修を実施します。また、保育者育成指標に基づいた研修動画を作成していきます。(No11と同文) | 学びの改革支援課 |
| 46 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 地域子ども・子育て支援事業の従事者 | 子育て支援等に高い関心・理解を持つ方を対象に、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識と技能等の修得のため、全国共通の子育て支援員を認定する研修を実施し、多様な子育てに係る事業の担い手を確保します。また、放課後児童クラブの従事者については、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要知識・技能等を習得し、有資格者となるための研修を実施します。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、子育て支援に関心が高い方に、必要となる知識・技能等を修得し、子育て支援に参画いただけるよう研修の機会を設けていきます。放課後児童支援員認定資格研修の実施にあたっては、各会場での受講状況等を考慮し、会場参加に加えてオンラインで実施するなど、より多くの人が受講しやすい実施方法を検討し、放課後児童支援員の増加を図ります。 | 子ども・家庭課 |
| 47 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上 | 第三者評価を活用しての質の向上 | 公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から保育について評価する第三者評価を受審することにより、組織運営やサービスの質を見直す機会となり、また施設全体で保育の質の向上に取り組むきっかけとなります。さらに、評価結果を公表し、質の向上の取組等について明らかにすることは、利用者等に向けた情報源の一つにもなります。保育の質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、第三者評価の受審を促進します。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、保育の質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、第三者評価の受審を促進します。 | 子ども・家庭課 |
| 48 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 | 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 | 市町村計画の策定にあたり、市町村の区域を超えた教育・保育等が必要になった場合には、量の見込み(必要利用定員総数)並びに提供体制の確保(利用定員の合計)の内容及びその実施時期等について、まず関係市町村間で調整を行い、関係市町村間の調整が整わない場合は、県が助言等により必要に応じて広域調整を行います。また、県を超えた市町村間で広域調整が必要になる場合には、関係市町村からの要請を受け、関係する都道府県との間で調整を行います。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、市町村間での広域利用に係る調整が整わない場合は、必要に応じて関係都道府県、市町村と連携して円滑な広域調整を行います。 | 子ども・家庭課 |
| 49 | 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進 教育・保育情報の公表 | 教育・保育情報の公表 | 教育・保育を提供する施設等に関する情報の公表は、施設等の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくうえで重要です。また、これら施設等の情報は、就学前の子どもを持つ保護者にとって、適切かつ円滑に教育・保育施設等を利用する機会を確保するため重要になります。このため、県は、教育・保育情報として、施設等から報告された運営状況等に関する情報を県のホームページ等、さまざまな媒体を通じて公表します。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き教育・保育施設等に関する情報の公表を実施し、就学前の子どもを持つ保護者が各施設の利用にあたって、必要な情報を得る機会を確保します。また、「子ども・子育て支援情報公表システム」の活用を各市町村に働きかけ、情報を受け取りやすい環境の更なる構築を図ります。 | 子ども・家庭課 |

| No | 項目・施策の展開 | | 計画記載内容 | 令和3年度実績 | 令和3年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 実施していない | 左欄が「C」又は「D」の場合において、新型コロナウイルス感染症の影響による場合「O」を記載 | 達成状況を踏まえた今後の施策の方向性 | 担当課(室) |
|----|-------------------------|-------------|------------------|---|--|---|---|-------------------|
| 50 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 子どもの権利擁護 | 児童相談所、一時保護所、児童養護施設、里親宅等で、子どもの権利ノート等により子ども自身が自分の権利について学習する機会を設けます。また、子どもの声を聴くための意見箱についても、引き続き活用促進を図ります。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、「子どもの権利ノート」を活用するとともに、意見箱の活用を推進することにより、子どもの権利が擁護されるよう取組を推進してまいります。また、「子どもの権利ノート」については、更に有効な活用が図られるよう、見直しの検討をしてまいります。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 51 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 子どもの権利擁護 | 子どもの声や意見を聴く仕組みについて、地域の社会資源等を活用した形式的な取組に留まらない仕組みを検討していきます。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、アンケート結果をベースに子どもの声や意見を聴く仕組みについて検討を行うとともに、一時保護所等において専門職が子どもの声や意見を聴取る取組について試行的に取り組みます。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 52 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 子どもの権利擁護 | 子どもの一時保護や施設入所措置、里親委託等については十分に子どもの意向を汲み取った上で、子どもの最善の利益を考慮し処遇を決定しています。また、処遇については、理由等を年齢に応じ丁寧に子どもに説明しています。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、子どもの処遇について子どもの意向を最大限反映させるとともに、子どもの最善の利益を考慮し決定してまいります。また、子どもの声を聞く仕組みについては、現在国が検討を進めていることから、その動向を注視しつつ、県としても引き続き検討を進めてまいります。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 53 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 子どもの権利擁護 | 里親やファミリーホーム、自立援助ホームも含め、社会的養護の実施において子どもの権利擁護の推進や被措置児童等虐待の防止は大変重要であることから、県の研修等を通じて、施設職員や里親等の「子どもの権利擁護」に関する意識の向上を図ります。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、被措置児童虐待防止のために、各種研修会をはじめとする子どもの権利擁護についての啓発の取組を推進してまいります。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 54 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 児童虐待の発生予防・早期発見 | 福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを支援する体制を充実します。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、市町村要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との情報共有を行うとともに地域での支援体制や個別の支援方法について関係機関と連携しながら支援体制の充実を図りました。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 55 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 児童虐待の発生予防・早期発見 | 市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、母子保健事業等の実施、『子育て世代包括支援センター』『子ども家庭総合支援拠点』の開設等により、居住する全ての子ども、家庭に対する支援を行います。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、研修会やアドバイザーの派遣など、市町村に対し子ども家庭総合支援拠点の設置の促進を促してまいります。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 56 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 児童虐待の発生予防・早期発見 | 県や児童相談所においては、妊娠・子育てに関する電話等による相談の実施、市町村に対する技術的支援等を行います。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、妊娠・子育てに対する相談に丁寧に対応するとともに市町村に対しても適切な技術的助言を行います。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 57 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 児童虐待の発生予防・早期発見 | 県では、地域の実情に応じた「子ども家庭支援ネットワーク」の構築による切れ目ない支援の実現をめざします。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、県・児童相談所による研修会の開催やモデル市町村への支援等を行い、各市町村のネットワークの充実に努めます。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 58 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 児童虐待の発生予防・早期発見 | 市町村等の関係機関が連携し、体罰によらない子育てについて、子育て世帯をはじめとする社会全体へ普及・啓発を図ります。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、社会全体に体罰によらない子育てに係る認識が普及するよう、子育て世帯等への啓発活動に取り組んでまいります。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 59 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 児童虐待の発生予防・早期発見 | 児童相談所の人員体制の充実及び専門性の向上を図り、体制を強化します。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、児童相談所の人員体制の充実を図るとともに、各種研修の充実により専門性の向上を図り、体制の強化に努めます。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 60 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 児童虐待の発生予防・早期発見 | 児童相談所と市町村その他関係機関との適切な役割分担及び連携を図ります。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、関係機関との連絡調整を密に行いながら、適切な役割分担のもと、個別対応を行ってまいります。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 61 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 児童虐待の発生予防・早期発見 | 児童相談所と警察との情報共有について、平成30年9月20日付けで締結した協定に基づき必要な情報を共有し、迅速な対応を図ります。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、現在の協定に基づく情報提供を行いながら迅速に児童虐待事案への対応を行います。また現在の協定に加え、虐待事案の案件共有についての検討を進めてまいります。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 62 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 児童虐待の発生予防・早期発見 | 市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的運営を支援します。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、市町村要保護児童対策地域協議会の調整担当者等に対する必要な研修機会の確保や技術的助言等を行います。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 63 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 児童虐待の発生予防・早期発見 | 児童虐待・DV24時間ホットラインによる虐待通告の受付を、24時間365日切れ目なく行います。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、児童虐待通告の受付を24時間365日切れ目なく行います。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 64 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 児童虐待発生時の迅速・的確な対応 | 通告受理後原則として48時間以内の児童の安全確認を実施します(市町村の関係機関による安全確認も含む)。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、関係機関と連携を図りながら、児童の安全確認について迅速な対応を行います。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 65 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 児童虐待発生時の迅速・的確な対応 | 児童の安全の確保のため、職権による立入調査や一時保護を行います。親子分離が必要で保護者の同意が得られない場合は児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所への請求など、必要な法的対応を行います。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、児童の安全確保や最善の利益の実現に向け、必要な措置を講じてまいります。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 66 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 児童虐待発生時の迅速・的確な対応 | 児童の安全の確保のため、保護者の同意が得られない場合は職権による一時保護を実施します。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、児童の安全や権利の確保を行うため、保護者の同意が得られない場合においても必要に応じ職権による一時保護を行います。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 67 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 今後の取組 | 市町村をはじめとする地域の関係機関の連携した支援体制(市町村子ども家庭支援ネットワーク)による切れ目ない子ども家庭支援体制の構築を図ります。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、県・児童相談所による研修会の開催やモデル市町村への支援等を行い、各市町村のネットワークの充実に努めます。 | 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 |

別紙3

第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画具体的施策の達成状況の令和3年度達成状況の点検・評価

| No | 項目・施策の展開 | | 計画記載内容 | 令和3年度実績 | 令和3年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 実施していない | 左欄が「C」又は「D」の場合において、新型コロナウイルス感染症の影響による場合「O」を記載 | 達成状況を踏まえた今後の施策の方向性 | 担当課(室) |
|----|-------------------------|----------------|--------------------|--|--|---|--|-------------------|
| 68 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 今後の取組 | 家庭養育優先原則に基づき、里親及び養子縁組の制度等の周知を図るとともに、関係機関等による委託後の里親家庭に対する相談・支援体制の充実を図り、家庭養育を積極的に推進します。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、児童相談所等における相談・支援体制の充実強化を図り、家庭養育を推進します。 | こども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 69 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 児童虐待防止対策の充実 | 今後の取組 | 児童相談所における児童福祉司等の専門職員を計画的に増員するとともに、「地域養育推進担当」を配置するなど、児童相談所の体制強化を図ります。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、児童相談所の人員体制の充実を図るとともに、「地域養育推進担当」を中心に里親委託の推進や市町村における児童・家庭相談体制の強化を図ります。 | こども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 70 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 社会的養育の充実・強化 | 当事者である子どもの権利擁護 | 子どもが自分の権利について学習する機会を設けるとともに、子どもの意見を聴く仕組みづくりを検討します。 | B 計画どおり進んでいる | No.30及びNo.31を参照 | No.30及びNo.31を参照 | こども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 71 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 社会的養育の充実・強化 | 当事者である子どもの権利擁護 | 一時保護所の生活環境の改善、里親への一時保護委託の推進、児童養護施設による一時保護専用施設の整備を推進します。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、一時保護所の生活環境について改善を図るとともに、一時保護でも家庭と同様の環境で過ごせるよう、一時保護委託先として里親を積極的に検討します。また、児童養護施設と連携し、一時保護専用施設の整備を推進します。 | こども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 72 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 社会的養育の充実・強化 | 子どもが家庭で暮らすための支援 | 子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るとともに、児童相談所等による市町村支援体制の充実を図り、地域の特色を生かした子ども家庭支援ネットワークを構築します。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、県・児童相談所による研修会の開催やモデル市町村への支援等を行い、各市町村のネットワークの充実に努めます。 | こども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 73 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 社会的養育の充実・強化 | 子どもが家庭で暮らすための支援 | 児童福祉司等の専門職員を計画的に増員するとともに「地域養育推進担当」を配置し機能を強化します。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、児童相談所の人員体制の充実を図るとともに、「地域養育推進担当」を中心に里親委託の推進や市町村における児童・家庭相談体制の強化を図ります。 | こども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 74 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 社会的養育の充実・強化 | 子どもが家庭で暮らすための支援 | 産科医療機関等との連携を強化し、対象となる子どもの早期把握に努め、成立後の相談支援体制を強化します。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、児童相談所において産科医療機関等との連携を深め特別養子縁組が必要な子どもの把握等に努めていく。 | こども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 75 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 社会的養育の充実・強化 | 家庭と同様の環境における養育の推進 | 長野県里親委託等推進委員会、児童相談所単位での里親委託等推進委員会における支援機関がチームとして里親による養育支援を行う取組を推進します。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、県及び児童相談所単位において適宜推進委員会を開催し、関係機関の認識の共有等を行い、里親等委託及び里親養育支援の取組を推進していきます。 | こども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 76 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 社会的養育の充実・強化 | 家庭と同様の環境における養育の推進 | 各施設における家庭的な養育環境の整備や市町村と連携した地域の子育て支援に関わる取組を支援します。 | B 計画どおり進んでいる | | 今後も、施設における家庭的な養育環境の整備を進めるとともに、施設の地域の子育て支援に関わる取組をより一層強化していきます。 | こども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 77 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 社会的養育の充実・強化 | 子どもの自立支援の推進 | 児童養護施設等によるアフターケアなどの各種支援を充実します。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、「児童養護施設等退所者アフターケア促進事業」により、児童養護施設等が行うアフターケアを支援するとともに、施設におけるアフターケアを専門に行う「自立支援専門職員」の配置を進めます。また、引き続き「身元保証人確保対策事業」を実施するとともに、新たに「未成年後見人支援事業」を実施し、児童の自立支援を推進します。 | こども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 78 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 社会的養育の充実・強化 | 子どもの養育を地域で支える人材の育成 | 市町村、県(児童相談所)、児童福祉施設の職員や里親に対する研修の充実等により福祉人材の育成・確保を推進します。 | B 計画どおり進んでいる | | 社会的養育に関わる人材確保・育成に関する懇談会において継続的に議論します。 | こども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| 79 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | 福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の生活全般に関する相談に対応するとともに、様々な経済的な支援制度、養育費の確保等に関する情報の提供や、自立に向けた助言等を行います。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、ひとり親家庭や寡婦からの相談を受け付けるとともに必要な情報の提供や助言等を行います。 | こども・家庭課 |
| 80 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | ひとり親家庭の子育てを支援するため、市町村と協力して、延長保育や休日保育、一時預かり等の保育サービスがより多くの施設で受け入れが可能になるよう支援します。また、病児・病後児保育についても、その地域の実情に応じた取組が広がり、より身近な場所で子どもを預けられるよう支援するなど、ひとり親家庭の保育ニーズに対応する事業の充実を図ります。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き保育サービスを多くの施設で受け入れが可能となるよう運営費の支援を行います。 | こども・家庭課 |
| 81 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | 放課後や休日等におけるひとり親家庭の子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブの活動や、児童館・児童センターの整備を支援し、登録児童数の増加を図ります。 | C 計画から遅れている | O | 引き続き、市町村に対する施設の整備費用の補助を行い、児童の受け入れ可能数の増加を図ります。また、施設の感染症対策等に係る経費の補助を行い、感染症対策で利用控えをすることなく、児童が安心して利用できる体制整備を支援します。 | こども・家庭課 |
| 82 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | 福祉事務所に就業支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の就労に関する相談への対応や無料職業紹介等を実施します。また、出来る限り多くの登録者が就業できるよう、ひとり親に適した求人への開拓と、登録者の事情を踏まえた適切なマッチングを行います。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、ひとり親家庭や寡婦の就労に関する相談を受け付け、企業等への訪問も行いながら、ひとり親に適した求人への開拓と、登録者の事情を踏まえた適切なマッチングを行います。 | こども・家庭課 |
| 83 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | ひとり親家庭が、子育ての時間を確保しつつ、より高い収入を得られるよう、ひとり親の看護師、介護福祉士等の資格の取得や、就労に必要な知識・技能の習得、高卒資格を得るための学び直し等に対する支援を行います。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、資格の取得や、就労に必要な知識・技能の習得、高卒資格を得るための学び直し等に対する支援を行うとともに、支援制度の周知に努めます。 | こども・家庭課 |
| 84 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | ひとり親家庭の経済的な自立を通じて子どもたちの福祉の増進を図るため、適正な児童扶養手当の給付に努めるとともに、子どもたちの修学や入学の支度、親の就業や技能の習得、その他様々な生活に要する資金について、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を行います。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、子どもたちの福祉の増進を図るため、適正な児童扶養手当の給付に努めるとともに、 | こども・家庭課 |

| No | 項目・施策の展開 | | 計画記載内容 | 令和3年度実績 | 令和3年度進捗度 A 計画以上に進んでいる B 計画どおり進んでいる C 計画から遅れている D 実施していない | 左欄が「C」又は「D」の場合において、新型コロナウイルス感染症の影響による場合「○」を記載 | 達成状況を踏まえた今後の施策の方向性 | 担当課(室) | |
|----|-------------------------|----------------|-----------------|---|--|---|--------------------|--|----------|
| 85 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | このほか、医療費の自己負担額に対する助成や、県営水道の料金の軽減、県営住宅における優先入居などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等を実施し、子どもたちの健全な成長と自立を支援します。 | 市町村において医療費の自己負担額に対する助成を行い、県では県営水道の料金の軽減、県営住宅における優先入居を行いました。また、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を行う市への補助事業として「子どもの生活・学習支援事業」を実施し、7市の運営費等に対して補助を行いました。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業を実施する市町村に対し、補助を行っていきます。 | 子ども・家庭課 |
| 86 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 障がい児施策の充実 | 地域における療育支援体制の整備 | 児童発達支援や放課後等デイサービスなどを行う障害児通所支援事業者の指定を促進するとともに、必要な基盤整備について計画的に支援します。 | 障害児通所支援事業の指定を検討する事業者に対し、事前相談等を通じて情報提供等を行い、指定申請にあたって支援を行い、令和3年度において児童発達支援12か所、放課後等デイサービス28か所の指定を行いました。 | B 計画どおり進んでいる | | 障害児通所支援事業の指定を検討する事業者に対し、事前相談等を通じて情報提供等を行い、指定申請にあたって支援を行っていく。 | 障がい者支援課 |
| 87 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 障がい児施策の充実 | 地域における療育支援体制の整備 | 医療的ケア児のライフステージに応じ、専門的な知識により支援ができる人材の養成を行うとともに、各圏域において、圏域内の資源や人材、地域性等を踏まえ、医療、福祉、保育、教育、行政が連携して、今ある資源等を有効に活用し、開拓するなどして、支援体制の構築を図ります。 | ・全県を対象にWebを活用しながら、医療的ケア児等支援者、コーディネーター等を対象に、効果的な支援ができる人材育成のための研修を実施しました。 ・医療的ケア児等支援連携推進会議を開催し、支援体制の構築を図りました。 ・事業所、学校等を訪問し、医療的ケア児の受け入れに必要な技術指導、助言を行いました。また、圏域の多職種協働の場に参加し、多職種・施設間の関係調整を行って連携体制の強化を図りました。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き医療的ケア児に対する支援を適切に行うことができる人材を養成する。また、各圏域の連携推進会議において課題の共有・解決に取り組みるとともに、地域の看護職の連携と後方支援をはじめとする「支え人を支える仕組み」を構築して、医療的ケア児が地域で安心して暮らしている体制を構築する。さらに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行に伴い、令和4年度から県に「医療的ケア児等支援センター」を設置し、より充実した支援体制の構築を図る。 | 障がい者支援課 |
| 88 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 障がい児施策の充実 | 地域における療育支援体制の整備 | 障がい児に対し、ライフステージに応じた一貫した切れ目ない支援が行われるよう、県及び地域自立支援協議会等を活用し、医療・福祉・教育・行政関係等の連携体制の強化を図ります。 | 自立支援協議会の専門部会である療育部会を開催し、地域における障がい児・者への支援体制に関する課題を共有するとともに、地域の実情に応じた相談支援等の体制整備について協議の場を設置しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き地域の自立支援協議会と連携しながら全県を通じた障がい児への支援体制・連携強化について協議を実施していく。 | 障がい者支援課 |
| 89 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 障がい児施策の充実 | 地域における療育支援体制の整備 | 市町村において、障がい児が身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実が図られるよう、県では専門性の高い相談支援や広域的な支援体制として療育コーディネーターを各圏域に配置し、市町村の取組を重層的にバックアップします。 | 圏域障がい者総合支援センター等への療育コーディネーターの配置により、保護者等に対して障がいのある子どもの発達や育ちに関する相談支援等を実施しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 引き続き圏域障がい者総合支援センター等への療育コーディネーターの配置により、保護者等に対して障がいのある子どもの発達や育ちに関する相談支援等を実施していく。 | 障がい者支援課 |
| 90 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 障がい児施策の充実 | 発達障がいについての支援 | 長野県発達障がいサポート・マネージャーを県内全ての圏域に配置し、様々な分野の支援者に対して総合的な助言や支援の橋渡しを行います。 | 各圏域の支援体制整備のため、関係機関との連携づくりを推進しています。特に、教育、福祉分野の連携を進んでいるため、令和3年度は司法分野との連携に重点をおき、弁護士会の勉強会を各圏域で実施しました。連携先は10圏域合計で、延べ4,176ヶ所になりました。 | B 計画どおり進んでいる | | 司法分野との連携を更に進めるとともに、診察までの待ち時間が長いという課題のある医療分野の支援者や関係機関との連携づくりも更に進めます。 | 次世代サポート課 |
| 91 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 障がい児施策の充実 | 発達障がいについての支援 | 圏域に市町村サポート・コーチを配置し、市町村関係者の支援技術の向上に取り組みます。 | 市町村サポート・コーチを派遣し、市町村の保健師、保育士等に対し、発達障がい者への支援を円滑に実施するための相談・助言を実施しました。令和3年度の派遣数は延べ700件でした。 | B 計画どおり進んでいる | | 市町村サポート・コーチが行う支援を広く市町村に紹介し、支援技術の更なる向上を目指します。 | 次世代サポート課 |
| 92 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 障がい児施策の充実 | 発達障がいについての支援 | 長野県発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児者及びその家族への相談支援、支援関係者に対する研修、普及啓発等を実施します。 | 本人や家族に対する相談については電話相談を中心に実施し、延べ支援件数は、就労支援も合わせて550件でした。普及啓発や研修については、新型コロナウイルス感染症の影響がありました。オンラインでの開催に変更するなどして実施しました。 | B 計画どおり進んでいる | | オンラインで参加できる研修を増やし、地域住民や支援者が参加しやすい研修を実施します。 | 次世代サポート課 |
| 93 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 障がい児施策の充実 | 発達障がいについての支援 | 県発達障がい者支援対策協議会において、発達障がい児者のすべてのライフステージにおける切れ目ない支援施策の検討を行います。 | 教育と医療との連携による支援の例を示した、「LDのあるお子さんへの支援 早めの気づき適切な学び」の別添資料となる「高校入試における合理的配慮の申請フロー」を作成しました。また、コロナ禍での普及啓発を進めるため、動画を作成し公開しました。 | B 計画どおり進んでいる | | 医療と教育と福祉の連携のあり方、就労に向けた支援、地域の医療体制整備について継続して協議を進めます。 | 次世代サポート課 |
| 94 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 障がい児施策の充実 | 発達障がいについての支援 | 発達障がいの基礎知識を持ち、発達障がい児・者やその家族を見守る発達障がい者サポーターを養成し、発達障がい児・者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。 | 本養成講座は対面型で開催しており、新型コロナウイルス感染症の影響で開催回数が減少したため、受講者が計画に届きませんでした。令和3年度の受講者数は449人でした。 | C 計画から遅れている | ○ | オンラインで参加できる講座を検討し、受講しやすい講座を開催して受講者数を増やします。 | 次世代サポート課 |
| 95 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 障がい児施策の充実 | 発達障がいについての支援 | 発達障がい児・者が身近な地域で診療やその後のフォローを受けやすくするため、医療関係者間の連携の強化を図ります。 | 各二次医療圏ごとに、診療ネットワーク強化のための発達障がい診療地域連絡会を開催しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、1圏域で計画が中止となりましたが、ほか9圏域では計画的に実施しました。実績：9圏域で9回開催、延べ732人が参加。 | C 計画から遅れている | ○ | 医療関係者間の連携強化のため、オンライン会議システム等を用いて、コロナ禍でも地域連絡会の継続を図ります。 | 次世代サポート課 |
| 96 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 障がい児施策の充実 | 発達障がいについての支援 | 保育所保育士等を対象とした発達障がいに関する研修会を開催し、保育所等における発達支援を要する児童への対応力向上を図ります。 | 市町村が講師と自主的に研修会及び訪問等を計画し、実施することができました。上田市、千曲市、松本市、箕輪町の7圏域で実施し、訪問回数は18回でした。 | B 計画どおり進んでいる | | 平成26年度から実施しており、市町村が自主的に研修会等を開催する機会が高まってきたこと、県教育委員会(信州幼児教育支援センター)が開催する研修に参加可能であることなどを踏まえ、県としてのこれまでのような関与は終了し、講師と情報共有を継続します。 | 次世代サポート課 |
| 97 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 障がい児施策の充実 | 特別支援教育の充実 | 認定講習において早期に免許が取得できるよう講座の開設方法を工夫するとともに、採用において免許保有者を対象とした特別支援学校枠を設けるなどの対応を引き続き実施します。 | 令和3年度は、認定講習受講者数967名、二種免許取得者数117名。 | B 計画どおり進んでいる | | 令和3年度の認定講習はオンライン開催としたことで、多くの方が受講できました。免許保有者を対象とした特別支援学校教員選考については引き続き実施してまいります。 | 特別支援教育課 |
| 98 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 障がい児施策の充実 | 特別支援教育の充実 | 特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別な教育的ニーズのある児童生徒、保護者、担任、諸学校等に対し、要請に応じた教育相談、各校に出向いての研修会、担任への助言・援助等を行うことを通して、地域全体の連携や各学校の支援力の向上を引き続き図ります。 | 幼児、小・中学校、高等学校からの要請に応じて、教育相談担当者等が通常学級に在籍する不適応児童生徒への支援相談や授業のユニバーサルデザイン化の提案、就学に関する保護者向け研修、発達検査等を実施しました。(のべ約31,712件)1枚あたり約1,762件 | B 計画どおり進んでいる | | 今後も引き続き幼児、小・中学校、高等学校からの要請に応じ、特別支援学校教育相談担当者等による教育相談の実施を継続してまいります。 | 特別支援教育課 |
| 99 | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 | 障がい児施策の充実 | 特別支援教育の充実 | 障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じられるよう、連続的で多様な教育対応を展開できる学校体制の整備を進めるとともに、特別支援学校のセンター的機能により、地域の小中学校への巡回支援の充実を図ります。 | 小中学校からの要請に応じ、自閉症・情緒障害特別支援学級の担任で、当該障がい種に係る指導経験が3年未満の教員等に対し、特別支援学校自立活動担当教員が巡回相談支援を実施しました。(延べ273件) | B 計画どおり進んでいる | | 今後も引き続き小中学校からの要請に応じ、特別支援学校自立活動担当教員による巡回相談支援の実施を継続してまいります。 | 特別支援教育課 |